

## ルソーにおける自然法思想

柳, 春生  
九州大学法学部名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1685>

---

出版情報 : 法政研究. 41 (4), pp.84-101, 1975-03-01. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## ルソーにおける自然法思想

柳 春 生

## はじめに

この論文は、私が執筆した「国家思想史」上（青木書店）第三章ルソーにおいて、主としてルソーにおける主権論のみをとりあつかわざるをえなかったその欠陥を補い、ルソーにおける重要な問題たる自然法、自然権の問題を解明せんと志向したものである。ルソーにおける自然法の研究は、今日まで自然法否定説、肯定説にわかれているのであるが、最近の若い世代の研究者の真摯なる研究では、以下の本文にて示しているように、肯定説がとられている。私もまたそのような方向において、主としてドゥラテ教授（Robert Derathe）の力作 *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*. 1970. に導かれて本論文を草したが、まだ研究は未完であることを附記する。なお、このような私の研究は、それ自体が目的ではなく、ルソーの研究をつうじて、フランス大革命の過程における人権宣言をより深く理解し、それによってマルクスにおけるそれに対する批判の意味を認識することを目標とするものである。

## 第一節 自然法

一 ルソーは、彼に先行する思想家、ホッブズ、ロックと同様に、人間の最初の状態を自然状態（*l'état naturel*）

とみる。それは、彼が「もはや存在せず、恐らくは存在したことがなく、多分これからも存在しそうもない、一つの状態、しかもそれについての正しい観念をもつことが、われわれの現在の状態をよく判断するために必要であるような状態」<sup>(1)</sup>と規定するように、自然法思想家において構想された、社会状態への必然的な移行のたんなる論理的前提とは異なり、彼にとつて一つの価値原理とみられている。<sup>(2)</sup>それは、「人間不平等起原論」では発展において叙述され、「エミール」においては社会状態 (l'état civil) との対比において総括されている。

近代自然法思想は自然法を理性の法として把握し、これを自然状態に妥当せしめたが、問題は、自然と自然法とはなにか、ということにある。ルソーはつぎのような批判を提起する。「自然法の真の定義についてあれほどの不確実さと曖昧さを投げかけているのは、人間の本性 (nature) にかんずるこの無知なのである。なぜなら、……法の観念は、いわんや自然法の観念は、明らかに人間の本性に関する観念だからである。それゆえに、……この人間の本性そのものから、人間の構造とその状態とから、この科学 (法学) の諸原理を演繹しなければならぬ。」<sup>(3)</sup>

それゆえに、自然法の意味、内容を明確にするためには、「人間の現実の性質のなかに、根源的なものと人為的なものとを識別する」<sup>(4)</sup>ことが要請される。ルソーはこの見地から近世自然法思想の世俗性をつぎのように暴露する。

「近代の人々 (法学者―訳者) は、法の名のもとに道徳的な存在、すなわち知的で、自由で、他の存在との関係において考察された存在に対して課せられる規則だけしか認めないから、その結果、自然法の権能を、理性を授かった唯一の動物、すなわち人間に限定している。しかし、この法をおのおの自己流に定義して、彼らは皆きわめて形而上学的な原理の上にこれをうち立てているので、われわれの間でさえも、これらの原理を自分で発見できるところか、これを理解しうる人もほとんどないほどである。」<sup>(5)</sup>

それゆえに、「ほとんど自然を知らず、かつ法という語の意味についてもほとんど一致しないのであるから、自然

法の妥当な定義について一致することはきわめて困難であろう。<sup>(6)</sup>したがって、書物のなかに見出される定義はすべて一様でない、という欠点をもっている。「人は、共通の利益のために人々がおたがいのあいだで協定するのが適当であるような規則を探求することからはじめる。次に、これらの規則の集合に自然法の名を与えるが、それを一般に実施してみてもその結果が良いということ以外にはなんの証拠もない。確かにこれは、定義を作り、そして事物の自然をほとんど勝手な便宜によって説明する、まことに安易なやり方である。」<sup>(7)</sup>

ルソーは、このような伝統的な自然法思想にたいする批判にたつて、自己の自然法観念をつぎのように表明する。「しかし、われわれが自然人を少しも知らないかぎり、自然人が受け入れた法、あるいは彼の心身に最も適した法を決定しようとしてもむだである。われわれがこの法についてきわめてはっきりと認めうることは、単に、この法が法であるためには、この法が拘束するところの人の意志が承知してこの法に服従しうるのでなければならぬというだけでなく、さらに、この法が自然であるためには、その法が自然の声によって直接に語りかけるのでなければならぬ、ということである。」<sup>(8)</sup>

ルソーはここで、自然状態における自然法を抽象的に提起している。自然状態においては理性はまだ潜在状態にある。<sup>(9)</sup>では、自然人の意志はどこにみられうるのであろうか。自然人は本能、自然感情に従うとはいえ、選択する能力をもち、この選択という自由行為に意志現象をみることができるといえる。だが、自然人における本源的な自然感情は、自己愛と憐みの情である。それゆえに、自然状態における自然法はこの感情に基礎をおく、理性ではない。ルソーはつぎのように述べる。

「人間の魂の最初のそしてもっとも単純なはたらきについて考察すると、私はそこに理性に先行する二つの原理が認められるように思う。その一つは、われわれの安寧と自己保存とについて熱烈な関心をわれわれにもたせるもので

あり、もう一つは、あらゆる感性的存在、主としてわれわれの同胞が滅びまたは苦しむのを見ることに、自然の嫌悪を起させるものである。われわれの精神がこの二つの原理を協力させたり、組み合わせたりすることができることから、自然法のすべての規則が生じてくるように思われるのであって、そこに社交性の原理を介入させる必要は少しもない。その後、理性がその継続的な発達によってついに自然を窒息させてしまったとき、理性はこれらの規則を別の基礎の上に再建しなければならなくなるのである。<sup>10</sup>」

こうして、自然法は、基本的には、自然の法であって、理性の法ではない。それは、自己愛（自己保存）と隣れみ（他人の生命の尊重）という人間の感性に、すなわち人間の内的衝動に基礎をおく。しかし、ルソーもまた理性の法としての自然法を否定するものではない。<sup>11</sup> 彼は「ジュネーブ草稿」のなかでつぎのように書いている。

「むしろ理性の法と称ばねばならない自然法の諸観念は、それに先行する情念の発達が自然法のすべての戒律を無力なものにするときのみ、発達しはじめる。そのことによって、自然によって規定されたこのいわゆる社会的紐帯が本当に妄想である、ということがわかるであろう。<sup>12</sup>」

これは、ルソーがデイドロに対する反論として、理性の法としての自然法を自然状態において拒否したものである。<sup>13</sup> すなわち、ドラテの指摘するように、ルソーによれば、本来の意味における自然法は理性ではなく、本源的な感情に、自己愛と隣れみの衝動に基礎をおく。<sup>14</sup> ここに、ルソーは、自然法の基礎を理性にみた、ホッブズ、スピノザ、ロックにおける伝統的な自然法思想に対決する。<sup>15</sup> モンテスキューも、自然法を自然状態に位置づけ、「人間は、自然状態においては知識をもっているというよりむしろ知る能力をもつものである。」<sup>16</sup> として、自然法をむしろ感情に基礎づけながらも自然状態における人間の知識と社会性を否定していない。ルソーによれば、自然法は人に義務を課する。彼は自然状態にかんする未定稿のなかでつぎのようにかいている。

「2 もしも人間がその後自然の衝動よりもつねに選択するように強いられる諸義務を自己に課さなかったならば、自然の声と理性の声とは決して矛盾するものではない。

3 しかしながら、自然状態における人間の諸義務は、すべてのうちで第一のものであり、もっとも強いものである、自己保存の配慮につねに従属するものである。」<sup>(17)</sup>

それゆえに、自己保存が第一の自然法である。「自然の第一の法は、自己保存の配慮である。」<sup>(18)</sup> 「人間の最初の法は、自己保存をはかることであり、その第一の配慮は、自己自身にたいしてなすべき配慮である。」<sup>(19)</sup> なぜなら、「人間の最初の感情は自己の生存の感情であった。その最初の配慮は、自己保存の配慮であった。」<sup>(20)</sup> すなわち、自己保存への配慮は、人間に課せられた、必然的な、根元的な義務である。

「自分自身にたいする愛はつねによいもので、つねに秩序にかなっている。各人はとくに自分自身の保存を課せられているので、各人の第一のそして最も重要な配慮は、自分自身の保存にたえず心を配ることであらねばならない。そして、彼が自分自身の保存に最大の関心をもたなかったとすれば、彼はどのようにして自分自身の保存にたえず心をくばることができようか？」<sup>(21)</sup>

それゆえに、われわれは、自己を保存するために自己を愛しなければならぬ。」<sup>(21)</sup>

そして、自己保存が人間を自己愛に導く。さらに自己愛の他者への適用・転化が憐れみの感情である。それは、

「自然の純粹な動き」<sup>(22)</sup>、「自然的感情」<sup>(23)</sup>、「最初に人の心を動かす相対的な感情」<sup>(24)</sup>である。それは、「各個人において自己愛の活動を調節し、種全体の相互保存に協力する。」<sup>(25)</sup> それゆえに、「自然状態とはわれわれの自己保存のため

の配慮が他人の保存にとってもっとも害の少ない状態であるから、この状態はしたがってもっとも平和に適し、人類にもっともふさわしいものであった。」<sup>(26)</sup> したがって、自己愛と憐れみとは相互補完的、相対的な均衡関係にある。「人

間の他人に対する義務は、知恵の遅ればせの教訓によってのみ指示されるのではない。そして、人間は憐れみという内的衝動に少しも逆らわなにかぎり、他の人間にも、また他のいかなる感性的存在にさえも、決して害を加えないであらう。ただし、自己の保存にかかわるために、自己を優先させなければならぬという正当な場合だけは別である。<sup>(27)</sup> しかも、「実際、私が同胞にたいしてなんらの悪をもなしてはならない義務があるとすれば、それは彼が理性的存在であるというよりは、むしろ感性的な存在であるからである、と思われる。」<sup>(28)</sup>

このように、自己の保存に対して、それに加えて、他者の保存が人間の義務となる。こうして、他者の生命の尊重が彼の行為の規範となり、従って第二の自然法となる。すなわち、人間における他者に対する自己の義務の淵源となるこの憐れみの感情は、「自然状態において、法律、習俗、徳のかわりをなす」<sup>(29)</sup>ものである。さらに、ルソーは「エミール」のなかでつぎのように述べている。

「他人にしてもらいたいと思っっていることを他人にたいしてもなせという教訓自体、良心と感情のほかにはほんとうの拠り所をもたない。……あふれでる魂の力がわたしをわたしの同胞に同化させ、いわばわたしが彼のうちに自分を感じるとき、わたしが彼の苦しむのを望まないのは、自分が苦しまないためなのである。わたしは、自分にたいする愛のために彼に関心をもつのである。だから、右の教訓の根拠は、どんなところに自分が存在すると感じてわたしに自分の福祉を願わせる、自然そのものうちにある。そこで、わたしは、自然法の諸戒律が理性のみにもとづいているというのは正しくない、と結論する。それは、もっと堅固で、もっと確実な基礎をもっている。自己愛から派生する人々にたいする愛 (L'amour des hommes dérivé de l'amour de soi) が、人間の正義の原理である。<sup>(30)</sup>」

すなわち、自然法の諸規則は、理性ではなく、自己愛と人間愛という人間の自然感情に基礎をおく。彼は、同じく未定稿「戦争状態」のなかでつぎのようにかいている。

「人間は本来平和で憶病なものである。……………」

もし自然法が人間の理性のうちには記されていないならば、自然法がわれわれの行為の大部分を指導することはほとんどできないであろう。しかし、自然法は、人間の心のうちには消すことのできない性質として未だに刻まれている。そして、それでこそ、自然法は哲学者のすべての戒律よりもより力強く人間に語りかけるのである。またそれでこそ、自然法は人間に、彼の生命の保存を除いて、同胞の生命を犠牲にすることは許されないということを叫び、また自然法は人間に、そうすることを義務づけられているときさえ、怒らないで人間の血を流すことに戦慄をおぼえさせる。<sup>(31)</sup>

このように、ルソーは自然法を否定するものではない。彼は未定稿のなかでかく。「自然法に違反することは、自然の秩序に反して、異常に行為するやりかたによって、この一般的な諸関係のいずれにたいしても特殊な例外をつくることにほかならない。」<sup>(32)</sup>

モンテスキューは、法を事物の必然的な関係とみて、物質界の法も人間の法もひとしく法と規定した。<sup>(33)</sup>しかし、ルソーは、自然法を自然の客観的法則とは区別される、一つの行為の規範とみる。すなわち、人間の動物とことなる固有の能力の一つとして選択の能力があげられるが、その特質は「選んだり斥けたりする」<sup>(34)</sup>選択の自由にある。人間の生存の必然性（要請）を表現する自然感情たる自己愛と人間愛とは、自然法として自己並に他者の保存を人間に義務づけるとはいえず、この人間の選択の自由に基礎をおいている。<sup>(35)</sup>またルソーは、自然状態における自然人が相互に孤立状態にあるので、「この状態における人間たちは、互いのあいだにいかなる種類の道徳的關係もはっきりした義務ももっていなかったので、善くも悪くもありえず、また悪徳も美德ももっていなかったと思われる。」<sup>(36)</sup>と述べているが、この場合の義務とは、自覚された義務、すなわち道徳的な義務の意味と解される。しかし、ルソーは、同時に、



自然人は相互に孤立の状態にあるとはいえ、他者に対する憐れみの自然感情を重視している。自己愛と憐れみとはそれ自体矛盾のようであるが、後者は前者から派生した、前者の転化とみられる。これによって、自己愛が制限され、人類の保存が果される。それゆえに、憐れみの相対的な感情において、人間の善性が、したがって人間の倫理的感性の萌芽があらわれる。<sup>(37)</sup> ルソーは「不平等起原論」のなかでつぎのように述べる。

「すべての丈夫な未開人に、彼自身他の場所で自分の生活物資を見つけるといふ希望をもてば、か弱い子供や病弱な老人から、苦勞して手に入れた生活物資をとりあげないようにさせるのは、この憐れみの情である。『他人にしてみらいたいと思うように他人にもなせ』という合理的な正義のあの崇高な格率のかわりに、『他人の不幸をできるだけ少くして汝の幸福をはかれ』という、前のものほど完全ではないがおそらくいっそう有効な、自然的善性についてのもう一つの格率をすべての人にいだかせるのは、この憐れみの情である。一言でいえば、たとえ教育上の格率とは無関係であるにせよ、すべての人が悪をなすことに感じる嫌悪の原因は、巧妙な議論のなかよりもむしろこの自然の感情のなかに求めねばならない。<sup>(38)</sup>」

内井惣七氏は、ルソーの自然法を、「本能の規則（本能によって規制された規則性）であり、したがって規範的な意味での法ではない。<sup>(39)</sup>」と解されているが、ルソーにおける自然法は行為の規範として現実性をもっていることに注意すべきである。この点については、ルソーの「不平等起原論」におけるつぎのような叙述に留意すべきであろう。

「彼と彼の同胞たちとの関係はわれわれと同胞たちとの関係とはちがっていて、彼は他の動物にたいすると同じように殆んど同胞たちにたいする交渉をもたなかったのであるが、それにもかかわらず、彼らは彼の観察のなかから忘れられていたのではなかった。彼が彼らの間や異性と彼自身との間に、時の経過とともに認めることのできた一致点が、彼のまだ認めえなかった一致点をも彼に判断せしめた。そして、同じような状況のもとでは彼もなしたであろう

というように彼らがみなおこなうのを見て、彼は、彼らの考え方や感じ方がまったく自分の考え方や感じ方と一致していると結論した。そして、彼の精神のなかにしっかりと確立されたこの重要な真理が、弁証法と同じほど確実で、それよりもっとすばやい予感によって、行為にかんする最上の規則を彼に遵守させることになった。この規則は、彼にとって自分の利益と安全のために彼らとともに守るのにふさわしいものであった。<sup>(40)</sup>

ルソーは、自然状態を固定化せずに、その変化と発展において考察している。自然状態における自然法は、人間の精神が啓蒙されて、そこに道徳観念が発生する以前の行為の規範である、と結論される。この見地から彼は、哲学者達について、「彼らは未開人 (*homme sauvage*) について語りながら、社会人 (*homme civil*) を描いていたのである。<sup>(41)</sup>」と批判する。しかしそのことは、ルソーが理性の法としての自然法を否定したことを意味しない。彼はそれの原理を社会の形成期にみながら、この法を社会状態に位置づけたのである。この点を詳述しよう。

二 未開人の意識においては、感覚、知覚が主たるものであって、理性はまだ潜在状態にある。<sup>(42)</sup> 人間の理性は、彼が社会生活に入るとともに展開する。<sup>(43)</sup> そして、「あらゆる社会のなかでもっとも古く、またただ一つ自然なものは、家族という社会である。」<sup>(44)</sup> ルソーは未定稿のなかでかく。「人間が道徳的存在、理性的動物となるのは、社会的なものとなることによってである。」<sup>(45)</sup> 人間の社会関係の形成は道徳を発生せしめる。<sup>(46)</sup> それゆえに、孤立的な自然状態には、理性の法としての自然法なるものはありえない。<sup>(47)</sup> ルソーは「ジュネーブ草稿」のなかでつぎのように述べている。

「社会の進歩は個人的利害にめざめさせることによって心のなかの人間性を窒息せしめる。むしろ理性の法と称ばれねばならない自然法の観念は、それに先行する情念の発達が自然法のすべての戒律を無力のものにするときにのみ発展しはじめる。」<sup>(48)</sup>

この点にかんして、ヴォーンは、自然状態における行為の規範としての自然法の否定と解している。<sup>(49)</sup> 右の規定と関連するが、ルソーは「不平等起原論」の序文ではつぎのように述べている。

「その後、理性がその継続的な発達によってついに自然を窒息させてしまったとき、理性はこれらの規則を別の基礎の上に再建しなければならなくなるのである。<sup>(50)</sup>」

これは、理性の法としての自然法の根本的な否定とは解しがたい。<sup>(51)</sup> ルソーは、なおつぎのようにかいている。

「われわれがその一員であり、あるいはその一員であることによってそこに生活しているこの社会によって守られ、また、害をなすことに対する自然の嫌悪がわれわれにおいて害を蒙ることの恐れによってもう相殺されないで、われわれは、同時に自然、習慣、理性によって、他の人々にたいして同邦人とほとんど同じように振舞うようにむけられている。行動に導かれたこの性向から、本当の、しかしきわめて漠然たるしかもしばしば自己愛によって窒息させられる感情にのみ基礎づけられている、いわゆる本来的な自然法と区別される、理性的な自然法の諸規則が発生する。<sup>(52)</sup>」そして、「この自然法の諸規則こそが、正と不正のはっきりした最初の観念を形成せしめるものである。<sup>(53)</sup>」さらに、「疑もなく、人間にとって、理性からのみ発し、かつ人間性の単純な権利に立脚する、普遍的な正義がある。<sup>(54)</sup>」

自然法は正義の規準を示す。<sup>(55)</sup> そして、正義の観念が、すなわち良心である。「心の底には正義と徳との生得的な原理があつて、われわれ自身の格率がどうであろうと、われわれはこの原理にもとづいて自分の行動と他人の行動を善いあるいは悪いと判断するのであつて、そして、この原理にこそ私は良心という名を与える。<sup>(56)</sup>」しかし、正義と良心の淵源は、自己愛から導かれる人間愛、人類愛にある。<sup>(57)</sup> 「理性はわれわれを欺くことがあまりにも多い。良心は決して欺かない。良心に従う者は自然に従い、そして決して道に迷う心配はない。<sup>(58)</sup>」それゆえに、理性は良心と結びつか

ねばならない。<sup>(59)</sup>「良心！ 良心！ 神聖な本能、不滅なそして天上の声、無知無能ではあるが、知性をもつ自由な存在の確実な案内者、人間を神と同じような者にする、善悪の誤りなき判定者、あなたこそが、人間の本性の優秀性とその行動の道徳性をつくりだすものだ。」<sup>(60)</sup>

それゆえに、「良心から独立して、理性のみによっては、いかなる自然法をも確立することができず、自然権も、人間の心における自然の要求にもとづいていなければ、すべて幻影にすぎない。」<sup>(61)</sup>さらに、「自然と秩序との永遠の法が存在している。それが賢い者にとっては実定法にかわるものとなる。それは、良心と理性とによって彼の心の底に記されている。その法にこそ彼は自由になるためには従わねばならない。」<sup>(62)</sup>

したがって、理性の法としての自然法も自然に背反してはならないのである。ルソーは「不平等起原論」のなかで述べている。「自然法をどのように定義するにせよ、子供が老人に命令したり、愚かな人間が賢い人間を指導したり、また数多くの飢えた人々が必要なものにもこと欠くというのに、一握りの人たちが余分なものに満ちあふれているというのは、明らかに自然法に反している。」<sup>(63)</sup>

自然法の課する義務は背反を許さない。ルソーは「新エロイズ」のなかでつぎのようにかいている。「愛が支配的でない場合には、ただ理性のみが選択するでしょう、それがあなたの場合です。愛が支配的な場合には、すでに自然が選択したのです、それがジュリさんの場合です。これが自然の神聖な法でありまして、人間はこれに背くことを許されませんし、背けば必ず罰せられ、身分や階級の尊重がこの法を廃止すれば、必ず不幸と罪を招きます。」<sup>(64)</sup>

このように、ルソーは、理性の法としての自然法を自然状態における自然法と区別して、道徳の社会に位置づけ、その基礎に良心をおいている。ドラテは正しくもこれを社会契約と政治社会の成立に先行するとみているが、すなわち、自然状態の発展の最後の段階において、社会生活とともに、人間の自己完成能力の展開による道徳、理性が発達

する時期にみるべきであろう。<sup>(66)</sup> そのように解することによって社会契約の成立も矛盾なく理解できるであろう。また、ルソーが「社会契約論」で述べているように、社会状態において、人間の精神が完成され、道徳と理性とが展開することはいうまでもない。<sup>(67)</sup> だが、自然の法と理性の法とはこのように区別されるとはいえ、理性の法の基礎が良心にあるかぎり、後者の根底には自己愛と人間愛とがおかれており、従ってこの二つの法は関連しあい、自然法としての自己同一性をもつ。

では、自然法はいかなる社会規範にあらわれるのであろうか。これについて、ルソーも、ホッブズと同様に、<sup>(68)</sup> 契約の遵守をあげている。彼は「新エロイズ」のなかでかく。「この危険な理窟屋たちは、約定の信義にのみ基いている全人間社会を一挙にして絶滅させようと決心したかのようなではございませんか。」<sup>(69)</sup> また「エミール」のなかでも、「約定（convention）の本源的な法とそれが課する義務をとり去れば、人間の社会におけるすべては幻想的な、むなしなものとなる。」<sup>(70)</sup> と述べられている。それゆえに、ドラテも指摘するように、<sup>(71)</sup> 約束を守らねばならないという自然法の義務観念が社会契約に先行していなければ、社会契約は破壊される筈である。ルソーは、「山からの手紙」のなかでつぎのようにかいている。「個々人の契約によって実定法に違反することが許されないと同様に、社会契約によって自然法に違反することは許されない。そしてまさに、その自然法そのものによって効力を与える自由が存するのである。」<sup>(72)</sup> すなわち、約定の神聖・尊重という自然法によって、社会契約の諸条項は拘束力をもつのであり、かつそれ自体も自然法に照応しなければならぬのである。<sup>(73)</sup> それゆえに、「自然法は、人間の心と理性に話しかける、神聖にして時効にかからない法である。……人はこの神聖な法に違反すれば罰せられる。」<sup>(74)</sup>（「ポーランド統治論」）

以上によって、ルソーにおける自然法思想は、自然状態から社会状態まで人間の心の自然のなかに実存し、社会状態においては、社会契約とその根底にある一般意志の現象たる実定法とにたいしてこれに違反することを許さざ

る、普遍的な人間の良心の掟と理解することができる。<sup>(75)</sup>

## 第二節 自然権

ホッブズは自然法と自然権とを区別し、自然権を、「各人が彼自身の自然、すなわち彼自身の生命を保持するために、彼自身の欲するままに彼自身の力を用いるという、各人のもつ自由である。」<sup>(76)</sup>と規定した。スピノザは自然権を自然法と同一視し、これを自然の力、自然の法則と解した。<sup>(77)</sup> ロックは、自然権を、自然法を執行する、各人に委ねられた権利と解する。<sup>(78)</sup> ルソーは、これらの思想を承けて、人間の生命と自由とを独立的な自然権と規定した。<sup>(79)</sup>（「社会契約論」）自然権のこの二つの範疇は、「人間の心の自然の要求」、すなわち自然状態における人間の心の始原的な動きである、自己愛と他者に対する愛（人間愛）に基礎をおく、「自然の本質的な贈り物」<sup>(80)</sup>で、不可譲である。「自分の自由を放棄すること、それは、人間たる資格、人間としての権利ならびに義務をさえ放棄することである。……：このような放棄は、人間の本性と相いれない。」<sup>(81)</sup> その意味において、これらの自然権は所有権とその性質をことにする。「所有権は、合意と、人間の制度とによるのであるから、すべての人は思いのままに自分の所有している物を処分することができる。」<sup>(82)</sup> 所有権は本来的な自然的自由の範疇に属しまい。私的所有権は社会的害悪を、人間における支配と隷属を生み出すものである。それは規制されねばならない。それで、社会状態において、社会契約と一般意志とによって承認されたかぎりでの私人の所有権のみが、「神聖不可侵の権利」<sup>(83)</sup>とされる。

このように、人間の生命と自由とは、約定にもとづくのではなく、自然に由来する権利である。<sup>(84)</sup> 人間の生命は、自己愛、自己保存の実体をなし、自由の本質は、自然状態における人間の固有の能力・選択の能力における選択の自由

ある。しかも、「神は、人間が自分で選択して、悪いことではなくよいことをするように、人間を自由な者にしたのだ。神は人間にいろいろな能力を与え、それを正しくもちいることによってその選択ができる状態に人間をおいている。<sup>(85)</sup>」したがって、人間における選択の自由は、人間の本性によって制約され、それと矛盾してはならないのである。それゆえに、自然権は、「自然法から生じる権利」<sup>(86)</sup>であり、したがって、社会状態においては、自由と、ヴォロンテ・ゼネラル一般意志の一般的対象にかんする表現たる実定法とは、矛盾しえない。ルソーは、「山からの手紙」のなかでつぎのようにかいている。「法なくしては自由は全くない、誰かが法を越える所でも自由はない。自然状態においてさえ、人間が自由となるのは、専ら自然法の恩恵による。<sup>(87)</sup>」

- (1) J. J. Rousseau, *De l'inégalité parmi les hommes*. Garnier. p. 35. *Oeuvres Complètes*. T. 3. Pléiade. p. 123.
- (2) 平岡昇「ルソーの思想と作品」、『世界の名著、ルソー』、本田喜代治、平岡昇「人間不平等起原論」、二七二頁、二六頁、高尾正男「政治哲学の原理としての『自然』」、関西大学法学論集、第一九卷第一・二・三合併号、一一頁参照。
- (3) O. C. 3. p. 124.
- (4) *ibid.* p. 123.
- (5) *ibid.* pp. 124—125.
- (6) *ibid.* p. 125.
- (7) *ibid.* p. 125.
- (8) *ibid.* p. 125. ルソーは自然人において意志を肯定しているとみられる。自然の声の意味については、平岡昇「ルソーの『自然状態』についての試論」、思想、一九七一年九月、三二頁参照。
- (9) Robert Derathé, Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps. 1970. pp. 163—164. 白石正樹「ルソーと近世自然法」、政研論叢、一一三合併号、一一〇頁。
- (10) Rousseau, *ibid.* pp. 125—126. 1298—1299.

- (11) *ibid.* p. 1299. Derathé, *ibid.* p. 166.
- (12) Rousseau, *ibid.* p. 284.
- (13) 中島慎一「ルッソの国家論」、九州帝国大学法文学部十周年記念「哲学史学文学論文集」、五九頁、福田敏一「近代政治原理成立史序説」、一八三頁参照。なお、恒藤武二「ルッソの社会契約説と『一般意志』の理論」、ルッソ研究第二版、一三三頁—一三三頁参照。ただルッソが自然法を一般的に否定したように解釈されてはならない。
- (14) *ibid.* p. 1412. Derathé, *ibid.* p. 166.
- (15) Thomas Hobbes, *Leviathan*, by M. Oakeshott, p. 84. Spinoza, *Political Works*, by G. Wernham, pp. 266—269. J. Locke, *Two treatises of government*, by P. Laslett, p. 288. なお、福山仙樹「ジョン・ロックの自然法論」、日  
本法哲学会「現代自然法の理論と諸問題」、一四一頁参照。
- (16) Montesquieu, *Esprit des lois*. Lib. 1. ch. 2.
- (17) Rousseau, *ibid.* 3. p. 475.
- (18) *ibid.* 4. p. 467. *ibid.* 3. p. 286. なお、白石、前掲論文、一二〇頁参照。
- (19) *ibid.* 3. p. 352.
- (20) *ibid.* p. 164.
- (21) *ibid.* 4. pp. 491—492.
- (22) *ibid.* 3. p. 155.
- (23) *ibid.* p. 156.
- (24) *ibid.* 4. p. 505.
- (25) *ibid.* 3. p. 156.
- (26) *ibid.* p. 153.
- (27) *ibid.* p. 126.
- (28) *ibid.* p. 126.
- (29) *ibid.* p. 156.



- (30) *ibid.* 4. p. 523. note.
- (31) *ibid.* 3. p. 602.
- (32) *ibid.* p. 476.
- (33) Montesquieu, *ibid.* Lib. 1. chap. 1.
- (34) Rousseau, *ibid.* 3. pp. 141—142.
- (35) 高尾、前掲論文、一二三頁参照。
- (36) Rousseau, *ibid.* p. 152.
- (37) 白石、前掲論文、一二四頁、高尾、前掲、三四頁参照。
- (38) Rousseau, *ibid.* p. 156.
- (39) 内井惣七「ルソーと自然法思想」、ルソー論集、六〇—六一頁。
- (40) Rousseau, *ibid.* p. 166.
- (41) *ibid.* p. 132.
- (42) *ibid.* pp. 143—144. Derathé, *ibid.* p. 163.
- (43) Derathé, *ibid.* p. 163.
- (44) Rousseau, *ibid.* 3. p. 352. cf. *ibid.* p. 168.
- (45) *ibid.* p. 477.
- (46) *ibid.* p. 170.
- (47) Derathé, *ibid.* p. 164.
- (48) Rousseau, *ibid.* p. 284. C. E. Vaughan, *The political Writings of J. J. Rousseau*. vol. 1. p. 449. cf. R. D. Masters, Rousseau. 1968. p. 266.
- (49) Vaughan, *ibid.* p. 17.
- (50) Rousseau, *ibid.* 3. p. 126.
- (51) cf. Masters, *ibid.* p. 270.

- (52) Rousseau, *ibid.* p. 329. cf. p. 1425. Vaughan, *ibid.* p. 494.
- (53) *ibid.* p. 329.
- (54) *ibid.* p. 326. Vaughan, *ibid.* p. 491.
- (55) Masters, *ibid.* p. 269.
- (56) Rousseau, *ibid.* 4. 598. cf. Derathé, *ibid.* p. 164.
- (57) *ibid.* pp. 523. 547. 600.
- (58) *ibid.* p. 595.
- (59) 田中節男「ルソーの宗教思想」、竹原良文編「フランス革命と近代政治思想の転回」、八〇頁参照。
- (60) *ibid.* pp. 600—601.
- (61) *ibid.* p. 523.
- (62) *ibid.* p. 857.
- (63) *ibid.* 3. p. 194.
- (64) *ibid.* 2. p. 195.
- (65) Derathé, *ibid.* p. 160. 杉野薫「ジャン・ジャック・ルソーの政治思想」、九州産業大学研究紀要、第一〇巻第一号、一五七頁参照。
- (66) cf. A. Cobban, *Rousseau and the Modern State*. Rev. ed. 1964. p. 65.
- (67) Rousseau, *ibid.* 3. p. 364. ドラテは「社会状態（政治社会）」においても自然法の存在を否定しない。(Derathé, *ibid.* p. 165.)
- (68) Hobbes, *Leviathan*, p. 87.
- (69) Rousseau, *ibid.* 2. p. 359.
- (70) *ibid.* 3. p. 334.
- (71) Derathé, *ibid.* pp. 159—160. ルソーは「不平等起原論」のなかで、自然状態の発展、人間の交流の開始とともに、約束を守る観念が発生したことを指摘している。(ibid. 3. p. 166.)

- (72) Rousseau, *ibid.* 3. p. 807. Vaughan, *ibid.* 2. p. 200.
- (73) Lacharrière, J. J. Rousseau. *Interpretation et Permanance. Revue du Droit public et de la Science politique*, 1961. No. 3. p. 491.
- (74) Rousseau, *ibid.* 3. p. 973. Vaughan, *ibid.* 2. p. 445.
- (75) 杉野、前掲論文、一五八頁参照。
- (76) Hobbes, *ibid.* p. 84.
- (77) Spinoza, *ibid.* pp. 267—269.
- (78) Locke, *ibid.* p. 289—290.
- (79) Rousseau, *ibid.* p. 373.
- (80) *ibid.* p. 184. なお、註(61)をみよ。
- (81) *ibid.* p. 356.
- (82) *ibid.* p. 184.
- (83) *ibid.* 4. p. 841.
- (84) *ibid.* 3. p. 352.
- (85) *ibid.* 4. p. 587.
- (86) *ibid.* 3. p. 174.
- (87) *ibid.* p. 842. Vaughan, *ibid.* p. 235.